

民生委員・児童委員の 7つの役割

安心で暮らしやすい地域社会をつくるために活動している民生委員・児童委員の活動には、大きく7つの役割があります。

②相談

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

④連絡通報

関係機関などに連絡し、住民ニーズに応じた対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑥生活支援

住民の求める生活支援活動を行い、支援体制をつくっていきます。

①社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

③情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

⑤調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

⑦意見具申

民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

民生委員・児童委員の活動例

■地域住民からの相談への対応

高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談に応じて、行政による支援につないだり、適切な福祉サービスの紹介などを行い、課題解決に協力しています。



■災害など緊急時の連絡・支援態勢づくり

町内会などと協力しながら、高齢者や障がい者などの災害時の要援護者台帳の作成や避難支援者の確保などの取り組みを進めています。

また、一人暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を事前に記入しておく「安心カード」の取り組みを推進しています。

■学校活動への協力

子どもたちの健やかな育ちを支援するため、学校と密接に連携し、行事への参加や課題のある家庭への訪問などに協力しています。



■「ゆうゆう会」「子育てサロン」の運営協力

高齢者や子育て中の親子が地域の中で孤立することがないように、介護予防や居場所づくり、仲間づくりなどを目的とした「ゆうゆう会」や「子育てサロン」などの事業運営に協力しています。



■高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者世帯等を定期的に訪問し、相談にのったり、体調の悪化や犯罪被害防止等のための見守り役となっています。

また、認知症高齢者等を早期発見するための高齢者等徘徊見守りSOSネットワークに協力しています。



■行政からの要請に基づく調査協力

市や社会福祉協議会からの要請に基づき、住民への福祉サービスに関わる調査への協力を行っています。



生活の中で
困りごとは
ありませんか？



知っていますか？

民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されています。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設90年以上の歴史を持つ制度です。また、全ての

民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしています。児童福祉を専門に担当する主任児童委員もいます。



核家族が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある人、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

また、児童虐待の防止や、不登校・ひきこもりといった課題にも積極的に対応しています。

●守秘義務について
民生委員・児童委員は、「民生委員法」により守秘義務があります。心配ごとや悩みごとがある人は、安心してご相談ください。

5月12日は
民生委員・
児童委員の日



民生委員
児童委員は
あなたの相談相手です

このマークが目印



問 市福祉事務所福祉係 ☎855115532